

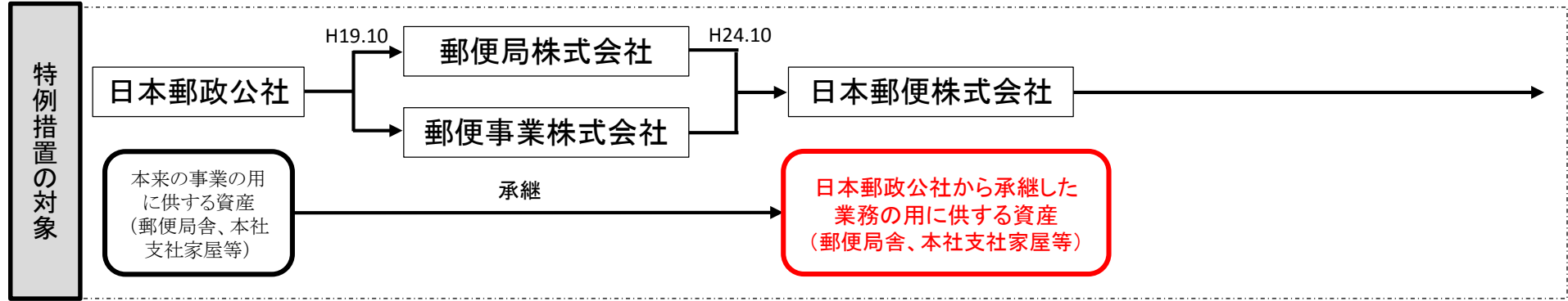
# 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置（延長）

日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、その価格の5分の4の額とする特例措置の2年間の延長。

## 現行制度

### 1. 内容

- 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、その価格の5分の4の額とする。
- 税 目： 固定資産税、都市計画税
- 対 象：



2. 適用期間： 2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 改正内容

- 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、その価格の6分の5の額とする。
- 適用期間の2年間延長(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)